

# 仙台未来創造企業創出プログラム 参加企業募集要領

令和元年 5月

※「仙台未来創造企業創出プログラム」は、仙台市の  
令和元年度事業として実施するものです。

## 第1 はじめに

本事業は、七十七銀行、東北大学、東京証券取引所による三者連携とのパートナーシップに加え、協力企業や機関との連携の下、5年以内に上場の実現可能性のある中小企業を「仙台未来創造企業」として認定し、上場に向けて集中的な支援を行うことにより、地域における雇用や取引の創出、域外資本の獲得を通して、地域経済を活性化することを目的としています。

本事業の実施にあたっては株式会社タスク(以下、委託事業者)が仙台市の委託を受け、仙台未来創造企業創出プログラム事務局として、本事業の対象となる中小企業者を公募します。

(参考)株式会社タスクについて

株式会社タスクは、IPO支援事業、内部統制構築支援事業、M&A支援事業をはじめとした、企業成長を支援するサービスを展開しています。

特にIPO支援事業においては、上場を検討され始めたばかりの企業から上場直前の企業まで、各社の上場スケジュールに応じた各種実務支援を提供しています。

1995年の創業以降、上場支援を行った企業は延べ500社超、2018年度に上場した90社の企業のうち、関与した社数は33社(36.7%)となっています。

## 第2 事業実施期間

認定日(令和元年7月29日)～令和2年3月末

## 第3 事業内容

### 1 認定企業への支援内容

#### (1) 認定

- ・仙台市長より、認定企業へ認定証を交付します。
- ・認定企業は、「仙台未来創造企業」オリジナルロゴの使用が可能となります。

#### (2) 上場コンサルタント等による進捗管理及び助言・相談

- ・上場支援に専門的知見のあるコンサルタント等による上場準備の進捗確認、課題の解決に向けたアドバイスを行います。2ヶ月に一度の面談の機会に加え、個別の問い合わせも随時オンラインにて対応します。
- ・専門家(上場支援の経験を有する弁護士、公認会計士、税理士等)による、個々のニーズや課題に応じたきめ細やかなアドバイスを行います。(回数には上限がありません。)

(3) 広報や情報発信

- ・仙台市の保有する各種広報媒体や委託事業者の有するネットワーク等を有効に活用し、認定企業の取組みを広く発信します。

(4) 中核人材の確保支援

- ・上場に向けて必要とされる人材の定義や人材確保、人材育成に関するアドバイスをを行います。また、認定企業のニーズに応じ外部の人材紹介会社等を紹介します。

(5) 仙台市経済施策での優遇

- ・経済局事業において、補助金審査における加点等を検討します。

(6) 企業の課題やニーズに応じた支援機関等の紹介

- ・認定企業の課題やニーズに応じて、協力企業や機関、委託事業者の連携先企業等を紹介します。

(7) 認定企業のコミュニティ形成

- ・セミナー等を開催し、情報交換が出来る環境を整備します。

## 第4 応募について

### 1 応募要件

以下のいずれかの条件を満たす、概ね5年以内に日本国内の証券取引所での株式上場を目指す中小企業者(表1参照)。対象業種に制限はありませんが、個人事業主は除きます。

- (1) 仙台市内に本社又は本店を有すること。
- (2) 仙台都市圏(※1)に本社又は本店を有し、仙台市への高い経済波及効果(※2)が見込まれるもの。

#### ※1 仙台都市圏

仙台都市圏広域行政推進協議会に属する13市町村(塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村)

#### ※2 経済波及効果の例

- ・雇用の創出などにより仙台市の地域経済に貢献している。
- ・仙台市からの仕入(域内仕入)が多い。
- ・仙台市の地域資源(技術、特産品等)の活用に取り組んでいる。
- ・新事業等に挑戦し、仙台市の経済施策に貢献するプロジェクトにおいて中心的な役割を担っている。
- ・その他、当該企業の成長が仙台市の地域経済に波及効果をもたらし、経済活性化につながる取り組みを行っている。
- ・自社事業の成長・拡大により、仙台市における社会的課題の解決が図られ、それに伴い、生産効率向上、コスト減等といった波及効果をもたらされる。

表1 中小企業の定義

業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

(中小企業庁HPより引用)

[http://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01\\_teigi.htm#q1](http://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm#q1)

## 2 応募方法

提出期間、提出先及び提出書類等については以下のとおりです。

### (1) 提出期間

令和元年 5 月 27 日(月)～令和元年 7 月 5 日(金) 17 時必着

### (2) 提出先・問合せ先

仙台未来創造企業創出プログラム 事務局

株式会社タスク 担当:内藤 明美

〒171-0033 東京都豊島区高田 3 丁目 13 番 2 号 高田馬場 TSビル 3 階

Tel: 03-5953-6603

Mail:sendai@ipo-house.co.jp

### (3) 提出書類及び部数

応募に当たっては、下記の必要書類を提出先窓口へ郵送にてご提出ください。

#### □申請書類

①応募申請書(様式1) … 1部

②上場計画書(様式2) … 6部

#### □添付書類

①過去3年間の貸借対照表、損益計算書(収支決算書) …各6部

②今後3年間の予想貸借対照表、予想損益計算書 …各6部

③パンフレットその他企業の概要が分かる資料 …各6部

④定款 … 1部

⑤市税納付状況確認同意書(様式3) … 1部

⑥暴力団排除に関する誓約書(様式4) … 1部

(以下、仙台市外の仙台都市圏に本社又は本店を有する方のみ提出すること。)

⑦本社又は本店の属する市町村の市町村税の滞納がないことの証明書 … 1部

※③については、Eメールでのデータ提出も可とします。

### 3 提出に当たっての注意事項

- (1) 応募に当たっては、応募企業の代表権者又は代表権者の承認を得た事業代表者を申請者としてください。
- (2) 応募申請書等に使用する言語は日本語とします。
- (3) 応募書類を郵送する際は、簡易書留・配達記録等を利用し、配達されたことが証明できる方法によってください。また、余裕を持って投函するなど、提出期間内に必着するようにしてください。
- (4) 提出期間内に到着しなかった応募書類は、いかなる理由があろうと無効になります。また、書類に不備等がある場合は、審査対象となりませんので、本要領を熟読の上、注意して御提出ください。
- (5) 応募書類はパソコンのワープロソフトを用いて作成し、印字した文書を提出してください。(応募様式はホームページからダウンロードできます。)
- (6) 応募申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (7) 応募書類は当事業の審査のみに使用します
- (8) 応募書類は認定・非認定に関わらず、返却しません。

## 第5 認定について

### 1 認定企業数

応募要件を満たす中小企業者8社程度を認定します。(応募数や応募内容により変更することがあります。)

### 2 審査の方法

応募書類の確認等を行うとともに、応募内容等について審査を実施し、選定するものとします。

審査の経過に関する問い合わせには応じられません。また、提出書類は、返却しませんので御了承ください。

### 3 審査の手順

以下の二段階の審査を行い、認定企業を選定します。

#### 【一次審査】

提出書類等をもとに書類審査を行い、候補企業を絞り込みます。

#### 【二次審査】

一次審査を通過した企業によるプレゼンテーションを行い、認定企業8社程度を選定します。

### 4 審査の観点

審査の観点は、以下の通りです。

- (1) 上場への積極性(上場意欲が感じられるか。)
- (2) 企業体制の安定性(上場に向けて必要な組織体制が整備されているか。売上推移や、資金調達手法は妥当か。)

- (3) 事業の成長性(事業内容に競争優位性等の強みがあるか。上場に向け、今後、事業や市場の継続的な成長が見込めそうか。)
- (4) 地域経済への波及効果(本市への高い経済波及効果が見込まれるか。)
- (5) 上場の実現性(上場実現に向け、着実に進展しているか。)

※東北大学地域イノベーションプロデューサー塾(RIPS)の卒塾企業に対しては、仙台市と東北大学の連携協力協定に基づき、審査の際に加点を行います。

## 5 審査結果の通知等

7月下旬に株式会社タスクよりご連絡します。

## 第6 スケジュール(予定)

5月27日(月)	公募開始
6月25日(火)	公募説明会兼セミナー
7月5日(金)	公募締め切り
7月17日(水)～18日(木)	二次審査(プレゼンテーション審査)
7月下旬	審査結果通知
7月29日	認定証交付式 <sup>(※)</sup>
8月～令和2年3月末	上場支援を実施

(注)変更になる場合があります。

(※)仙台市長より、認定企業に対して認定証を交付します。

## 第7 契約方法

本事業に係る支援の開始に際し、企業の機密情報、個人情報の取り扱いが発生するため、株式会社タスクと認定企業にて機密保持契約書を締結します。

また、本事業に係る支援の範囲外の支援を実施する際には、株式会社タスクより認定企業へ、支援の概要をヒアリングの上、御見積提案書を提示します。当該御見積提案書に基づき、株式会社タスクと認定企業にてコンサルティング業務契約書を締結します。

なお、当事業で収集した情報については、必要に応じて、仙台市へ共有します。

契約の流れについては、下図をご参照ください。

図2 契約の流れ(本事業に係る支援)

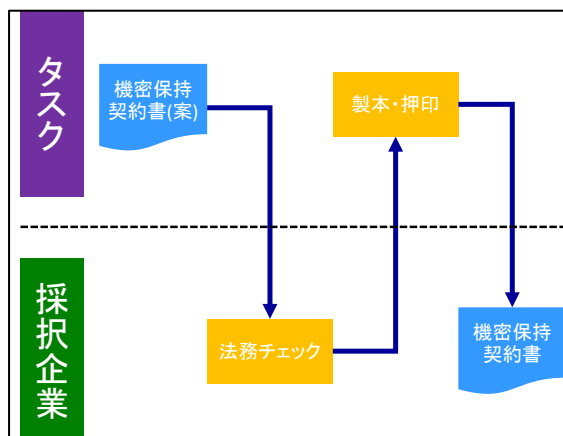
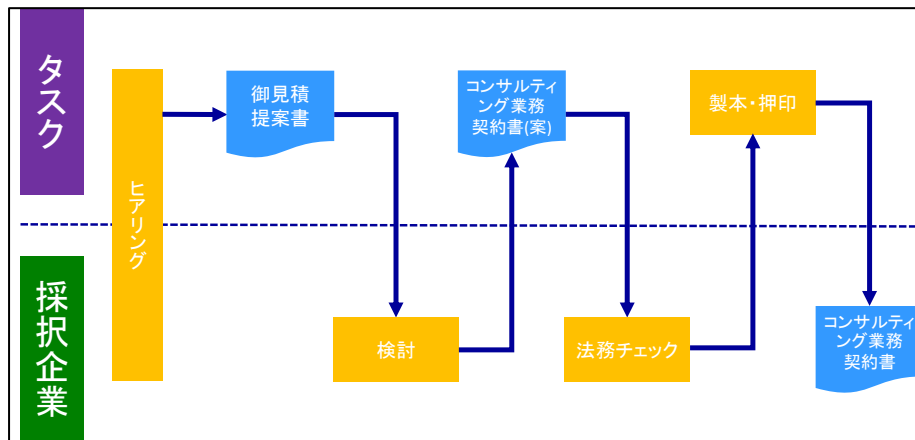


図3 契約の流れ(本事業に係る支援の範囲外の支援)



## 第8 認定企業の事業代表者の責務等

事業代表者は、事業の実施に当たって、以下の条件を守らなければならないものとします。

### 1 事業の推進

事業代表者は、事業実施上のマネジメント、事業成果の公表等、事業の推進についての責任を持たなければならないものとします

### 2 事業成果等の報告及び発表

本事業により得られた事業成果については、事業終了後に、必要な報告を行わなければならないものとします

また、仙台市及び株式会社タスクは、報告のあった成果を公表できるものとします。

## 第9 その他

本事業の認定は、株式上場を保証するものではありません。